

自立支援医療(精神通院)所得区分図

給付水準: 自己負担については1割負担(加色部分)。ただし、所得水準に応じて負担の上限額を設定。

← 一定所得以下 →		← 中間所得層 →		← 一定所得以上 →	
生活保護世帯	区市町村民税非課税世帯 本人収入 ≤ 80万	区市町村民税非課税世帯 本人収入 > 80万	区市町村民税 < 3万3千 (所得割)	3万3千 ≤ 区市町村民税 < 23万5千 (所得割)	23万5千 ≤ 区市町村民税(所得割)
所得区分①	所得区分②	所得区分③	所得区分④		所得区分⑤
生活保護	低所得1	低所得2	負担上限額		公費負担の対象外
負担0円	負担上限額 2,500円	負担上限額 5,000円	医療保険の自己負担限度額		(医療保険の負担割合・負担限度額)
			重 度	か つ 継	続
			所得区分④'	所得区分④''	所得区分⑤'
			中間層1	中間層2	一定所得以上
			負担上限額 5,000円	負担上限額 10,000円	負担上限額 20,000円

<重度かつ継続の範囲>

- ◆ 疾病、症状等から対象となる者
 - 統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害、薬物関連障害(依存症等)の者
 - 精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断した者

- ◆ 疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる者
 - 医療保険の多数該当の者(高額療養費の支給回数が申請前12ヶ月に3回以上ある場合)